**２０２０年度税制改正**

２０２０．１．３０

船戸　明

**【１】概要（財務省ホームページより）**

●個人所得課税

　○ＮＩＳＡ制度の見直し・延長

　○エンジェル税制の見直し

　○低未利用地の活用促進

　○国立大学法人等に対する個人寄附の促進

　○未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

　○国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

　○私的年金等に関する公平な税制のあり方

　○森林環境譲与税の見直し

●資産課税

　○所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

●法人課税

　○オープンイノベーションに係る措置

　○投資や賃上げを促す措置

　○５Ｇ導入促進税制

　○連結納税制度の見直し

　○地方拠点強化税制の見直し

　○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

　○電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

●消費課税

　○たばこ税（国・地方）の見直し

　○消費税の申告期限の延長

　○日本酒の輸出拡大に向けた取組み

●国際課税

　○国際的な租税回避・脱税への対応

●納税環境整備

　○電子帳簿保存制度の見直し

　○地方税共通納税システムの対象税目の拡大

　○国外財産調書制度等の見直し

　○利子税・還付加算金等の割合の引下げ

●関税

　○暫定税率等の適用期限の延長等

　○国際コンテナ戦略港湾政策に係るとん税及び特別とん税の特例措置の創設

《結論》メインは、節税防止と時代の流れの反映。

　　　　毎年の税制改正は、社会へのキャッチアップに必要です。

**【２】総論への疑問１**

《大綱》「地方創生の充実・強化わが国は急速な人口減少局面にあることに加え、地方

　　　　においては東京圏等への人口流出と地域経済の縮小が進んでいる。人口の東京

　　　　への過度な集中を是正すべく、首都圏から地方に移転する企業が地方拠点強化

　　　　税制をより積極的に活用するよう促すため、雇用の増加に対するインセンティ

　　　　ブを強化するなどの見直しを行った上で２年延長する」。

《疑問》本当は思っていないのでは？　町に集中したほうが「効率的」とか。

《結論》税制に関係なく、人は東京圏に集中し、地方は疲弊しています。

**【３】総論への疑問２**

《大綱》「成長資金の供給と家計の安定的な資産形成支援の観点からのＮＩＳＡ制度の

　　　　見直し・延長経済成長に必要な成長資金の供給を促すとともに、人生１００年

　　　　時代にふさわしい家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、ＮＩＳＡ

　　　　制度について、少額からの積立・分散投資をさらに促進する方向で制度の見直

　　　　しを行いつつ、口座開設可能期間を延長する」。

《疑問》経営者と話すとき、最近はＰＬよりもＢＳ。

　　　　利益の話よりも、現金残の話が中心。

　　　　１年の活動で、現金が増えたかどうか。

　　　　　↓

　　　　人口減少、高齢化、将来不安、人生１００年・・・

　　　　株式や投信に投資する時代なのか？

　　　　　↓

　　　　「消費増税が目前に迫る今、一人一人が生活を守るため、私は「カネを使うな」

　　　　と言っています。少額投資非課税制度（ＮＩＳＡ）などの投資はやらない方が

　　　　いい。…これだけ先が見えず、デフレの時代、借金を減らして現金を増やすこ

　　　　とが一番大切です」（荻原博子さん、２０１９年９月２６日、毎日新聞）。

《結論》制度は制度として、「自分ならどうするか」の視点が必要です。

**【４】基本的考え方**

　　　　　　　　　　　　　　　　　所得　　　　資産　　　　法人　　　　消費

１．デフレ脱却と経済再生　　　　　　　　　　　　　　　　○投資

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○５Ｇ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○連結納税

２．中小企業支援、地方創生　　　　　　　　○不明土地　　○投資　　　○日本酒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○５Ｇ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○ふるさと

３．グローバル化、デジタル化

４．経済社会の構造変化　　　　○ＮＩＳＡ

　　　　　　　　　　　　　　　○確定拠出

　　　　　　　　　　　　　　　○ひとり親

５．円滑な納税環境整備　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○期限延長

**【５】具体的内容**

（１）個人所得課税

①ＮＩＳＡ【延長・拡充等】

《現行》一般ＮＩＳＡ

　　　　　２０歳以上（投資年の１月１日現在）

　　　　　２０１４～２３年に株式、投信等へ投資

　　　　　配当金、分配金、譲渡益が最長５年間非課税※１、３

　　　　　年間投資額１２０万円が限度額（＝５年で６００万円）※２

　　　　　※１　非課税「期間」は、最長１０年。

　　　　　　　　２０１４年投資→１８年まで非課税

　　　　　　　　→１９年非課税枠へロールオーバー可能→２３年まで非課税

　　　　　※２　非課税「投資金額」は、５年分の６００万円。

　　　　　※３　５年間の非課税を得るためには、２０１９年までの投資が必要。

　　　　つみたてＮＩＳＡ

　　　　　一般ＮＩＳＡとの選択制

　　　　　２０歳以上（投資年の１月１日現在）

　　　　　２０１８～３７年に一定の投信へ投資

　　　　　分配金、譲渡益が最長２０年間非課税※１、２

　　　　　年間投資額４０万円が限度額（＝２０年で８００万円）※１

　　　　　※１　一般ＮＩＳＡのようなロールオーバーはなし。

　　　　　　　　よって、「期間」も「投資金額」も最大で２０年。

　　　　　※２　２０年間の非課税を得るためには、２０１８年の投資が必要

　　　　ジュニアＮＩＳＡ

　　　　　０～１９歳（投資年の１月１日現在）

　　　　　２０１６～２３年に株式、投信等へ投資

　　　　　配当金、分配金、譲渡益が最長５年間非課税※１

　　　　　年間投資額８０万円が限度額（＝５年で４００万円）

　　　　　管理者は、本人の二親等以内の親族

　　　　　３月３１日時点で１８歳である年の前年１２月３１日まで払出し制限※２

　　　　　※１　非課税「期間」は、最長１０年。

　　　　　※２　払い出した場合は、過去分も課税。

　　　（ＮＩＳＡと一般・特定口座との移動や通算は不可）

《改正》一般ＮＩＳＡ　　：２０２４～２８年まで新制度（つみたてＮＩＳＡと選択）

　　　　　１階…一定の公募株式投信等のみ年間限度額２０万円（５年間１００万円）

　　　　　２階…特定の上場株式等のみ、年間限度額１０２万円（５年間５１０万円）

　　　　　→１階があって、初めて２階が可能（原則）

　　　　　　２３年までにＮＩＳＡ口座有or上場株式投資経験有なら１階不要（例外）

　　　　つみたてＮＩＳＡ：投資期間を２０４２年まで５年延長

　　　　ジュニアＮＩＳＡ：期限通りに終了。２４年１月以降、払出し制限なし。

《移行》　２０２０　　２３　　　　２８　　　　　　　　３７　　　　４２

　　　　　　――┼―――┼―――――┼―――――――――┼―――――｜

　　　　一般　　――――｜新――――｜終了

　　　　つみたて――――――――――――――――――――｜延長―――｜終了

　　　　ジュニア――――｜終了

　　　　非課税期間（５年／２０年）終了時

　　　　Ａ：現一般（株・投信）　　ａ１：新一般１階（投信）

　　　　Ｂ：つみたて（投信）　　　ａ２：新一般２階（株）

　　　　Ｃ：ジュニア（株・投信）

　　　　○：Ａ→Ａ　　　　　　　　○：ａ１→Ｂ

　　　　×：Ａ→Ｂ　　　　　　　　×：ａ２→Ｂ

　　　　×：Ｂ→Ｂ　　　　　　　　○：Ａ→ａ２

　　　　○：Ｃ→Ｃ　　　　　　　　○：Ｃ→ａ２

　　　　△：Ｃ→Ａ（２０歳以降）　○：Ａ→ａ１

　　　　×：Ｃ→Ｂ　　　　　　　　○：Ｃ→ａ１

《結論》貯蓄から投資へ、のスローガンです。

②エンジェル税制の見直し【拡充】

《前提》一定の未上場株式への金銭払込による投資

《要件》ａ：研究者or新事業活動従事者が２人以上で常勤の役員・従業員の１０％以上

　　　　ｂ：試験研究費等が収入金額の３％超

　　　　ｃ：試験研究費等が収入金額の５％超

　　　　ｄ：売上高成長率が２５％超

　　　　ｅ：直前期までの営業キャッシュフローが赤字

《概要》投資年

　　　　　イ優遇措置Ａ（設立後３年未満）

　　　　　　　設立１年目：最初事業年度経過前　ａ

　　　　　　　　　　　　　最初事業年度経過後　ａかつｅ

　　　　　　　設立２年目：ａかつｅ、または、ｂかつｅ

　　　　　　　設立３年目：ｂかつｅ、または、ｄかつｅ

　　　　　　　　↓

　　　　　　「投資額－２，０００円」を総所得金額から控除。

　　　　　　（総所得金額×４０％か１，０００万円の低いほうが限度額）

　　　　　　　　↑

　　　　　　　（同一年いずれか選択）

　　　　　　　　↓

　　　　　ロ優遇措置Ｂ（設立後１０年未満）

　　　　　　　設立１年目：ａ

　　　　　　　設立２年目：ａまたはｂ

　　　　　　　３～５年目：ｂまたはｄ

　　　　　　　６～１０年目：ｃ

　　　　　　　　↓

　　　　　　　投資額全額を、他の株式譲渡益から控除（控除限度額なし）

　　　　売却年

　　　　　売却損※を他の株式譲渡益から控除可能。

　　　　　控除しきれない損失を３年繰越可能。

※　優遇措置Ａ、Ｂによる控除額を取得価額から控除して計算。

《改正》要件ｂの「３％超」が「５％超」に。

　　　　優遇措置Ａの期間を５年未満まで延長。

　　　　優遇措置Ａの控除対象限度額を８００万円に引き下げ。

　　　　　↓

　　　　ａ：研究者or新事業活動従事者が２人以上で常勤の役員・従業員の１０％以上

　　　　ｂ：試験研究費等が収入金額の５％超

　　　　ｄ：売上高成長率が２５％超

　　　　ｅ：直前期までの営業キャッシュフローが赤字

　　　　　●優遇措置Ａ（設立後３年未満）

　　　　　　　設立１年目：最初事業年度経過前　ａ

　　　　　　　　　　　　　最初事業年度経過後　ａかつｅ

　　　　　　　設立２年目：ａかつｅ、または、ｂかつｅ

　　　　　　　設立３年目：ｂかつｅ、または、ｄかつｅ

　　　　　　┌―――――――――――――――――――┐

　　　　　　｜４～５年目：ｂかつｅ　　　　　　　　　｜

　　　　　　└―――――――――――――――――――┘

《時期》少なくとも限度額引き下げについては、２０２１年１月１日以後。

《結論》先行する成長資金への手当て拡充です。

③低未利用地の長期譲渡所得に特別控除【新設】

《内容》都市計画区域内にある低未利用地またはその借地権と市区町村が確認し、

　　　　その年１月１日において所有期間が５年超のものを譲渡した場合で、

　　　　建物を含めた譲渡対価が５００万円以下のときは、

　　　　長期譲渡所得の金額から１００万円を控除。

《時期》土地基本法等の一部を改正する法律（仮称）の施行の日又は

　　　　２０２０年７月１日のいずれか遅い日から２０２２年１２月３１日まで。

④配偶者居住権関連の整備

《復習》ａ　配偶者居住権

　　　　　　　建物の時価－

　　　　　　　　　　　　　残存耐用年数－存続年数

　　　　　　　建物の時価×―――――――――――×存続年数に応じた複利現価率

　　　　　　　　　　　　　　　　残存耐用年数

　　　　ｂ　配偶者居住権が設定された建物の所有権

　　　　　　　建物の時価－配偶者居住権の価額

　　　　ｃ　配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利

　　　　　　　土地等の時価－

　　　　　　　土地等の時価×存続年数に応じた複利現価率

　　　　ｄ　居住建物の敷地の所有権等

　　　　　　　土地等の時価－敷地の利用に関する権利の価額

《事例》夫死亡、妻７０歳

　　　　簡易生命表による平均余命（存続年数）　２０年

　　　　２０年の複利現価率　０．５５４（２０２０年４月以降、法定利率３％）

　　　　木造建物耐用年数＝２２年×１．５＝３３年、経過年数　１０年

　　　　残存耐用年数＝３３－１０＝２３年

　　　　　　 相続発生　　　　　　　　　平均余命　　耐用年数到来

　　　　――――●――――――――――――●――――――●―――

　　　　　　　　　　　　　２０年　　　　　↓　　３年

　　　　　　　　　　　　　　　　　この時点の残存価額

　　　　　　　　　　　　　　　　　を複利現価率で割引

　　　　　　　　　　　　　　　　　→その結果が所有権

　　　　　　　　　　　　　　　　　　残りが居住権

　　　　　　　　　　　　　　　　　→土地は減価せず

　　　　土地　３，０００万円

　　　　敷地利用権　　　（ｃ）　３，０００－３，０００×０．５５４＝１，６６２

　　　　負担付敷地所有権（ｄ）　３，０００－１，６６２＝１，３３８

　　　　木造建物　２，０００万円

　　　　配偶者居住権　　（ａ）　２，０００－２，０００×（２３－２０）／２３

　　　　　　　　　　　　　　　　×０．５５４＝１，８５５

　　　　建物所有権　　　（ｂ）　２，０００－１，８５５＝１４５

《改正》配偶者死亡や期間満了、建物滅失による配偶者居住権消滅

　　　　→課税なし（相基通９－１３の２新設）

　　　　合意解除や放棄による配偶者居住権消滅で対価支払いなし

　　　　→贈与税課税（相基通９－１３の２新設）

　　　　合意解除や放棄による配偶者居住権消滅で対価支払いあり

　　　　→譲渡所得課税（今回明確化。ただし、総合か分離か不明）

　　　　　↓

　　　　昨年は相続発生時で資産税の話。

　　　　今年はその後消滅で所得税の話。

　　　　ａ「配偶者」が消滅時に対価支払いを受ける場合

　　　　　　（被）取得　　　 相続発生　　　　譲渡…取得費は？

　　　　　――――●――――――●――――――●―――

　　　　　　　 　取得　　　　　設定　　　　　消滅

　　　　　配偶者居住権等の取得費＝

　　　　　居住建物等の取得費※１×配偶者居住権等割合※２－減価の額※３

　　　　　※１　被相続人の取得費－取得～設定までの減価の額

　　　　　※２　設定時の配偶者居住権等の価額　　１，６６２（１，８５５）

　　　　　　　　――――――――――――――……――――――――――――

　　　　　　　　　設定時の居住建物等の価額　　　３，０００（２，０００）

　　　　　※３　設定～消滅までの減価の額

　　　　ｂ「取得者」が消滅前に居住建物等を譲渡した場合

　　　　　　（被）取得　　　 相続発生　　　　譲渡…取得費は？　　当初消滅予定

　　　　　――――●――――――●――――――●―――――――――――●――

　　　　　　　 　取得　　　　　設定

　　　　　取得費＝居住建物等の取得費※１－配偶者居住権等の取得費※２

　　　　　※１　被相続人の取得費－取得～譲渡までの減価の額

　　　　　※２　配偶者居住権等の価額－設定～譲渡までの減価の額

《時期》大綱に明記ないが、

　　　　民法施行時期に合わせた２０２０年４月１日以後の消滅や譲渡に適用だろう。

⑤旧住宅を譲渡した場合の新住宅の住宅ローン控除不適用【縮減】

《趣旨》住宅について、取得時と譲渡時の重複優遇は認めない。

《現行》　　　２０１３　　１４　１５　１６　　　　　１７　１８

　　　　―――┼―――――┼――┼――┼―┌――┐―┼――┼―

　　　　新住宅：取得→居住　居住　居住　　｜居住｜　　居住　※２

　　　　　　　　　　　 ○　　○　　○ 　　｜ ○ ｜　　 ○

　　　　旧住宅：居住→保有　保有　保有　　｜譲渡｜　　 ―　 ※１

　　　　　　　　　　　 ―　　―　　―　　 ｜ ○ ｜　　 ―

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└――┘

　　　　　　　　居住→保有　保有　譲渡

　　　　　　　　　　　 ―　　―　　×…（住宅ローンとどちらか）

　　　　　　　　　　　 ―　　―　　○…（住宅ローンについては修正申告）

　　　　※１　旧住宅に対する譲渡所得特例（税率軽減、３０００万円控除等）は、

　　　　　　　住まなくなった日から３年目の１２月３１日までの譲渡が必要。

　　　　※２　住宅ローン控除は、

　　　　　　　居住年を挟んで前後２年（計５年）に譲渡特例を受けていたらダメ。

《改正》３年目（上の例で言えば１６年）に譲渡特例を受ける場合、

　　　　住宅ローン控除の適用は不可に。

《時期》２０２０年４月１日以後の旧住宅譲渡について適用。

《結論》会計検査院の指摘です。

⑥国外中古建物の不動産所得に係る損益通算特例【新設】

《問題》中古資産への見積もり耐用年数

　　　　　×

　　　　不動産所得と他の総合所得の損益通算

　　　　　||

　　　　国外中古建物の実態に合わない減価償却費計上と不動産所得の損失計上

《改正》ａ　不動産所得

　　　　　国外中古建物を賃貸し、

　　　　　国外不動産所得の損失の金額※２がある場合、

　　　　　損失のうち国外中古建物※１の償却費に相当する部分の金額は、

　　　　　生じなかったものとみなす。

　　　　　※１　耐用年数として以下を採用している資産

　　　　　　　　・法定耐用年数の全部経過…法定耐用年数の２０％

　　　　　　　　・法定耐用年数の一部経過…残年数＋経過年数×２０％

　　　　　　　　・事業供用以後の使用可能年数

　　　　　　　　（その年数が適切であることを証する一定の書類があればＯＫ）

　　　　　※２　国外不動産が複数ある場合、その中での損益通算は可能。

　　　　　　　　　　　　　　　　不動産Ａ　　不動産Ｂ　　不動産Ｃ　　　合計

　　　　　　　　国外　収入　　　　５００　　１０００　　２０００　　３５００

　　　　　　　　　　　修繕等　　　２００　　１１００　　　９００　　２２００

　　　　　　　　　　　償却費　　　４００　　　３００　　　８００　　１５００

　　　　　　　　　　　―――――――――――――――――――――――――――

　　　　　　　　　　　損益　　　▲１００　　▲４００　　　３００　　▲２００

　　　　　　　　　　　―――――――――――――――――――――――――――

　　　　　　　　　　　ないもの　Ａだけなら　Ｂだけなら　　　　　　　合算して

　　　　　　　　　　　　　　　　　１００　　　３００　　　　　　　　　２００

　　　　ｂ　譲渡所得

　　　　　上記適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合、

　　　　　その取得費から控除される償却費の累計額からは、

　　　　　なかったものとみなされた償却費相当分の金額は除く。

　　　　（つまり、その分、譲渡所得は小さくなる）

《時期》２０２１年以後の不動産所得に適用。

　　　　既取得分への経過措置なし。

《結論》会計検査院の指摘です。

　　　　節税だけが目的の取引には、網がかかります。

⑦未婚のひとり親に対する寡婦（寡夫）控除の見直し

《趣旨》多様性、公平な課税、格差是正、男女平等

《問題》従来の寡婦（寡夫）控除は、婚姻歴があることが前提。

《現行》寡婦

　　　　　　　　　　　死別・不明　　　離別

　　　　　５００万円→以下　　超　　　以下　　超

　　　　　扶養親族

　　　　　　子　　　　３５　 ２７　　　３５ 　２７

　　　　　　　　　　（３０）（２６）　（３０）（２６）

　　　　　　子以外　　２７　 ２７　　　２７ 　２７

　　　　　　　　　　（２６）（２６）　（２６）（２６）

　　　　　　なし　　　２７　 　―　　　 ―　　 ―

　　　　　　　　　　（２６）

　　　　寡夫

　　　　　　　　　　　死別・不明　　　離別

　　　　　５００万円→以下　　超　　　以下　　超

　　　　　扶養親族

　　　　　　子　　　　２７　　―　　　２７　　―

　　　　　　　　　　（２６）　　　　（２６）

　　　　　　子以外　　 ―　 　―　　 　―　 　―

　　　　　　なし　　　 ―　 　―　　　 ―　 　―

《改正》ａ　未婚のひとり親への拡充

　　　　　寡婦（寡夫）以外の婚姻をしていない者で、

　　　　　生計を一にする子（総所得金額４８万円以下）がおり、

　　　　　本人の合計所得金額が５００万円以下で、

　　　　　住民票に事実婚記載がない場合に、

　　　　　寡婦（寡夫）控除３５万円を適用する。

　　　　ｂ　寡婦（寡夫）控除の見直し

　　　　　寡婦控除に合計所得金額５００万円以下の制限を課す。

　　　　　寡婦（寡夫）控除に、住民票の事実婚記載がないことを課す。

　　　　　寡夫控除の金額を、寡婦と同額の３５万円に引き上げる。

　　　　　↓

　　　寡婦…一部不利改正

　　　　　　　　　　　死別・不明　　　離別　　　　　　未婚

　　　　　５００万円→以下　　超　　　以下　　超　　　以下　　超

　　　　　扶養親族

　　　　　　子　　　　３５　　―　　　３５　　―　　　３５　　―

　　　　　　　　　　（３０）　―　　（３０）　―　　（３０）　―

　　　　　　子以外　　２７　　―　　　２７　　―　　　 ―　　 ―

　　　　　　　　　　（２６）　―　　（２６）　―　　　 ―　　 ―

　　　　　　なし　　　２７　　―　　　 ―　　 ―　　　 ―　　 ―

　　　　　　　　　　（２６）　―　　　 ―　　 ―　　　 ―　　 ―

　　　　寡夫…有利改正

　　　　　　　　　　　死別・不明　　　離別　　　　　　未婚

　　　　　５００万円→以下　　超　　　以下　　超　　　以下　　超

　　　　　扶養親族

　　　　　　子　　　　３５　　―　　　３５　　―　　　３５　　―

　　　　　　　　　　（３０）　―　　（３０）　―　　（３０）　―

　　　　　　子以外　　 ―　　 ―　　　 ―　　 ―　　　 ―　　 ―

　　　　　　なし　　　 ―　　 ―　　　 ―　　 ―　　　 ―　　 ―

《時期》２０２０年以後の所得税、２０２１年以後の住民税について適用。

《結論》配偶者の有無だけでなく、より個人的なことを聞く必要があります。

⑧国外居住の親族に係る扶養控除見直し

《現行》２０１６年から、親族関係書類や送金関係書類が必要に。

　　　　それでも、国内所得で判断しているため、

　　　　国外所得を有する親族が扶養控除対象になっているケースも。

《改正》３０歳以上７０歳未満の親族は対象外。

　　　　ただし、次のいずれかに該当すれば扶養控除対象。

　　　　　イ　留学者

　　　　　ロ　障害者

　　　　　ハ　その居住者から生活費や教育費の支払を３８万円以上受けている者

　　　　イまたはハの場合、源泉徴収や年末調整、確定申告の際、

　　　　該当する者であることを明らかにする書類の提出または提示が必要。

　　　（前者：外国政府や自治体による証明書、後者：送金関係書類等）

《時期》２０２３年以後に支払われる給与等及び公的年金等、

　　　　２０２３年以後の所得税について適用。

⑨確定拠出年金法改正を前提とした措置

《概要》ａ　全体像

　　　　　　　┏━━━━━━━━┳━━━━━━━━━━━━━━┳━━━━━━┓

　　　　　　　┃　自営業者等　　┃　　会社員　　　　｜ 公務員 ┃被扶養配偶者┃

　　　　　　　┣━━━━━━━━┻━━━━━━━━━━━━━━┻━━━━━━┫

　　　　　１Ｆ┃国民年金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　┃

　　　　　　　┣━━━━━━━━┳━━━━━━━━━━━━━━┳━━━━━━┛

　　　　　２Ｆ┃（国民年金基金）┃厚生年金　　　　　　　　　　┃

　　　　　　　┃（ｉＤｅＣｏ）　┣━━━━━━━━━┳━━━━┫

　　　　　３Ｆ┃　　　　　　　　┃厚生年金基金　　　┃年金払い┃

　　　　　　　┃　　　　　　　　┃確定給付企業年金　┃退職給付┃

　　　　　　　┃　　　　　　　　┃確定拠出企業年金　┃　　　　┃

　　　　　　　┃　　　　　　　　┃　企業型　　　　　┃　　　　┃

　　　　　　　┃　　　　　　　　┃　　会社負担　　　┃　　　　┃

　　　　　　　┃　　　　　　　　┃　　選択制　　　　┃　　　　┃

　　　　　　　┃　　　　　　　　┃　　マッチング拠出┃　　　　┃

　　　　　　　┃　　　　　　　　┃　個人型　　　　　┃　　　　┃

　　　　　　　┃　　　　　　　　┃　　ｉＤｅＣｏ　　┃　　　　┃

　　　　　　　┃　　　　　　　　┃　　ｉＤｅＣｏ＋　┃　　　　┃

　　　　　　　┗━━━━━━━━┻━━━━━━━━━┻━━━━┛

　　　　ｂ　法律改正

　　　　　確定拠出年金の拡充

　　　　　　企業型：６５歳→７０歳

　　　　　　個人型：６０歳→６５歳（国民年金加入継続が前提）

　　　　　会社員のｉＤｅＣｏ加入促進

　　　　　　企業型限度額：５．５万円

　　　　　　　　　　　　　ｉＤｅＣｏにも加入する場合、

　　　　　　　　　　　　　規約変更必要で、限度額も３．５万円に下がる。

　　　　　　　　　　　　　→規約変更不要で、５．５万円のまま併用可能に。

《改正》年金制度の改正に合わせた所要の措置を講ずる。



（厚労省ホームページより）

⑩雑所得の確定申告

《改正》ａ　前々年分の雑所得の収入金額が３００万円以下の場合、

　　　　　　現金主義で可。

　　　　ｂ　前々年分の雑所得の収入金額が３００万円超の場合、

　　　　　　現預金取引書類を５年間保存。

　　　　ｃ　前々年分の雑所得の収入金額が１，０００万円超の場合、

　　　　　　収入・必要経費の内訳を記載した書類を確定申告書に添付。

《時期》２０２２年分以後の所得税について適用。

⑪確定申告書に記載する収入金額の支払者に関する事項

《改正》支払者が法人の場合、本店所在地の記載に代えて法人番号で可。

《時期》２０２１年以後の確定申告書を２２年１月１日以後に提出する場合に適用。

⑫医療費控除の添付書類

《現行》医療費控除を受ける場合、医療費の明細書を添付。

　　　　医療保険者からの医療費通知により、記載の簡略化が可能。

《改正》医療保険者からの医療費通知書類の添付に代えて、

　　　　・審査支払機関の医療費の額を通知する書類

　　　　（電磁的記録を一定の方法で印刷し真正性が確保された書面含む）

　　　　・医療保険者の医療費通知の電磁的記録を

　　　　　一定の方法で印刷し真正性が確保された書面

　　　　でも可とする。

　　　　また、ｅ－Ｔａｘの場合、紙ではなく入力送信も可とする。

《時期》２０２１年以後の確定申告書を２２年１月１日以後に提出する場合に適用。

（２）資産課税

①所有者不明土地等に対する課税上の対応

《改正》ａ　登記簿上の所有者が死亡している場合に、

　　　　　　土地または建物の現所有者に対して、

　　　　　　条例で定めるところにより、

　　　　　　氏名、住所、固定資産税賦課徴収に必要な事項を申告させることが可能。

　　　　ｂ　一定の調査を尽くしても所有者が１人も判明しない場合に、

　　　　　　使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、

　　　　　　固定資産税を課すことが可能。

《時期》ａ　２０２０年４月１日以後の条例施行日以後に

　　　　　　現所有者であることを知った者について適用。

　　　　ｂ　２０２１年以後の年度分の固定資産税に適用。

②ローカル５Ｇ投資の固定資産税軽減【新設】

《内容》認定を受けた特定高度情報通信等システム導入計画に基づき、

　　　　ローカル５Ｇ無線局に係る免許を受けた者が、

　　　　新たに取得した償却資産（主務大臣確認、取得価額３億円以下）について、

　　　　固定資産税の課税標準を最初の３年間価格の２分の１とする。

《時期》２０２２年３月３１日まで。



（ＫＤＤＩホームページより）

（３）法人課税

①オープンイノベーションに係る措置【新設】

《要件》青色申告書を提出する法人で、

　　　　特定事業活動を行うもの※１が、

　　　　２０２０年４月１日から２２年３月３１日までの間に、

　　　　特定株式※２を取得し※３、

　　　　取得した日を含む事業年度末まで有している場合に適用。

　　　　※１　出資者の要件

　　　　　　　　自らの経営資源以外の経営資源を活用し、

　　　　　　　　高い生産性が見込まれる事業を行うこと

　　　　　　　　又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等。

　　　　※２　対象者の要件

　　　　　　　　設立後１０年未満の既存法人で、

　　　　　　　　未上場、大規模企業グループに属しておらず、

　　　　　　　　革新性、リソース開放性、ビジネス変革性について経産大臣の確認。

　　　　※３　出資内容

　　　　　　　　資本金増加を伴う払込みで、

　　　　　　　　出資者が大企業なら１億円、中小企業なら１０００万円以上。

　　　　　　　　対象者が外国法人なら５億円以上の払込みが対象。

　　　　　　　　払込み上限が設けられるが、金額は不明。

《内容》特定株式の取得価額の２５％以下の金額を特別勘定として経理したときは、

　　　　その事業年度の所得の金額を上限に、損金算入できる。

《留意》特定株式の譲渡や配当など取崩し事由に該当することとなった場合、

　　　　その事由に応じた金額を取り崩して益金算入。

　　　　ただし、その特定株式の取得から５年を経過した場合は、不要。

《仕訳》取得時：繰越利益　××　／特別勘定　××

　　　　　　　　→別表４減算

　　　　取崩時：特別勘定　××　／繰越利益　××

　　　　　　　　　　　　　　　　　→別表４加算

　　　　５年後：特別勘定　××　／繰越利益　××

　　　　　　　　　　　　　　　　　→別表調整なし

《時期》適用事業年度は不明。

《結論》制度があるから投資する事業に革新性はないでしょう。

②大企業の研究開発税制不適用措置の拡充

《趣旨》内部留保ではなく、雇用や設備への投資を促す。

《現行》賃上げ要件　：継続雇用者給与支給額＞前期雇用者給与支給額

　　　　設備投資要件：国内設備投資額＞当期減価償却費×１０％

　　　　　↓

　　　　いずれも満たさない場合、

　　　　研究開発税制、地域未来投資促進税制の税額控除適用不可。

　　　　ただし、

　　　　中小企業と、当期所得≦前期所得の場合は、適用除外。

《改正》ａ　要件

　　　　　賃上げ要件　：継続雇用者給与支給額＞前期雇用者給与支給額

　　　　　設備投資要件：国内設備投資額＞当期減価償却費×３０％

　　　　ｂ　対象制度

　　　　　研究開発税制、地域未来投資促進税制、５Ｇ投資促進税制

《時期》不明。

③所得拡大・投資促進税制の要件見直し

《現行》

ａ〈中小企業向け所得拡大促進税制〉適用の要件（措置法４２条の１２の５②）

　┌─────────────────────────────────┐

　│　　　　雇用者給与等支給額が前事業年度を上回っているか？　　　　　│

　└─────────────────────────────────┘

　　　Yes↓　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｎｏ│

　┌───────────────────┐　　　┌─────┐　 │

　│継続雇用者給与等支給額の増加率が前事業│──→│１．５％未│　 │

　│年度比で、　　　　　　　　　　　　　　│　　　│満　　　　│　 │

　└───────────────────┘　　　└─────┘　 │

 　 │ │ ↓ ↓

　┌────────────┐　┌────┐　　┌──────────┐

　│１.５％以上２.５％未満　 │　│２．５％│　　│　　　対象外　　　　│

　│　　　　　　　　　　　　│　│以上　　│　　│　　　　　　　　　　│

　└────────────┘　└────┘　　└──────────┘

　　　　 │ ↓

　　　　 │ 　　　　┌────────────────────────┐

　　　　 │　 　　　│　以下のいずれかの要件を満たしている。　　　　　│

　　　　 │ 　　　　│・教育訓練費が、対前事業年度比で１０％以上増加。│

　　　　 │ 　　　　│・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認│

　　　　 │ 　　　　│定を受けており、経営力向上が確実になされているこ│

　　　　 │ 　　　　│と。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│

　　　　 │ 　　　　└────────────────────────┘

　　　　 ↓　　　　　　　　　　Ｎｏ↓　　　　　　　　Yes↓【上乗せ】

　┌───────────────────┐　　┌──────────┐

　│前事業年度からの給与総額の増加分の１５│　　│前事業年度からの給与│

　│％を税額控除！！　　　　　　　　　　　│　　│総額の増加分の２５％│

　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　│を税額控除！！　　　│

　└───────────────────┘　　└──────────┘

　┌─────────────────────────────────┐

　│　　　　　　　いずれの場合も法人税額の２０％が限度　　　　　　　　│

　└─────────────────────────────────┘

ｂ〈全企業向け賃上げ投資促進税制〉適用の要件（措置法４２条の１２の５①）

　┌─────────────────────────────────┐

　│　　　　雇用者給与等支給額が前事業年度を上回っているか？　　　　　│

　└─────────────────────────────────┘

　　　Yes↓　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｎｏ│

　┌──────────────────────────────┐ 　｜

　｜　　　国内設備投資額が償却費総額の９０％以上か？　　　　　　｜ 　｜

　└──────────────────────────────┘ 　｜

　　　Yes↓ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｎｏ｜　 　｜

　┌───────────────────────────┐　｜　 　│

　│継続雇用者給与等支給額の増加率が前事業度比３％以上か？│　｜　 　│

　└───────────────────────────┘　｜　 　│

 Yes↓ 　　 Ｎｏ↓ ↓ 　↓

　┌───────────────────────┐　┌───────┐

　│教育訓練費が前２事業年度平均額比２０％以上増加｜　│　　対象外　　│

　└───────────────────────┘　└───────┘

　　　Yes↓【上乗せ】 　　　　Ｎｏ↓

　┌───────────────────┐　　┌──────────┐

　│前事業年度からの給与総額の増加分の２０│　　│前事業年度からの給与│

　│％を税額控除！！　　　　　　　　　　　│　　│総額の増加分の１５％│

　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　│を税額控除！！　　　│

　└───────────────────┘　　└──────────┘

　┌─────────────────────────────────┐

　│　　　　　　　いずれの場合も法人税額の２０％が限度　　　　　　　　│

　└─────────────────────────────────┘

《改正》ｂの「国内設備投資額が償却費総額の９０％以上か？」について、

　　　　９５％以上とする。

《時期》不明。

《結論》税理士には悪評高い制度です。

④少額減価償却資産の損金算入特例【延長】

《現行》中小企業者等が取得価額３０万円未満の減価償却資産を取得した場合、

　　　　１事業年度３００万円を限度として損金算入可能。

《改正》ａ　連結法人を除外

　　　　ｂ　対象企業は従業員数５００人以下（現行１，０００人以下）

　　　　としたうえで、２年延長（２０２２年３月３１日までの取得）。

⑤交際費等の損金不算入制度延長・見直し

《現行》ａ　８００万円の定額控除

　　　　ｂ　飲食費の５０％損金算入（２０１４年度～）

　　　　　資本金　　　　　　　　　　　　ａ　　　ｂ

　　　　１億円超　　　　　　　　　　　　×　　　○

　　　　１億円以下

　　　　　下記以外　　　　　　　　　　　○　　　○

　　　　　５億円以上の１００％子会社　　×　　　○

《改正》資本金の額等が１００億円を超える法人をｂから除外したうえで、

　　　　２年延長（２０２２年３月３１日開始事業年度まで）。

　　　　　資本金　　　　　　　　　　　　ａ　　　ｂ

　　　　１００億円超　　　　　　　　　　×　　　×・・導入効果見られず。

　　　　１億円超１００億円以下　　　　　×　　　○

　　　　１億円以下

　　　　　下記以外　　　　　　　　　　　○　　　○

　　　　　５億円以上の１００％子会社　　×　　　○

《結論》原則ダメの立場を変えない限り、効果はないでしょう。

⑥５Ｇ（第５世代移動通信システム）投資促進税制【新設】

《要件》特定高度情報等システム普及促進法案（仮称）が成立した場合に、

　　　　青色申告書を提出する法人で、

　　　　一定のシステム導入※２を行なう同法の認定事業者※１が、

　　　　同法の施行の日から２０２２年３月３１日までの間に、

　　　　特定高度情報通信用認定等設備※３の取得等をして、

　　　　国内にある事業の用に供した場合その他の場合。

　　　　※１　特定高度情報通信等システム導入計画について、主務大臣の認定

　　　　※２　早期普及促進、安定性確保に資することについて、主務大臣の確認

　　　　※３　計画に記載された機械装置等。

　　　　　　　　全国キャリア

　　　　　　　　　送受信装置、空中線（アンテナ）

　　　　　　　　ローカル５Ｇ

　　　　　　　　　送受信装置、通信モジュール、コア設備、光ファイバ

《内容》取得価額につき、

　　　　ａ　３０％の特別償却

　　　　ｂ　１５％の税額控除（法人税額の２０％が上限）

　　　　を選択適用。

《留意》大企業の場合、ｂ　税額控除は住民税に適用なし。

《結論》もう６Ｇの議論がされているようです。

　　　　「５Ｇの次の高速通信では、個人の立体映像を離れた会議室や教室に浮かび上

　　　　がらせたり、ロボットが身の回りの世話をしたりする社会を描く。膨大なデー

　　　　タを瞬時に送るため、総務省は６Ｇは最低でも５Ｇの１０倍以上の速度が必要

　　　　とみる」（日経、2020/1/19）。

⑦連結納税制度の見直し

《概要》２００２年度改正で導入。

　　　　ａ　適用対象

　　　　　　　親＋直接・間接１００％子会社。

　　　　　　　選択制で、継続適用。

　　　　ｂ　申告、納付

　　　　　　　親会社が申告・納付。

　　　　　　　子会社は連帯納付責任。

　　　　ｃ　所得、税額の計算

　　　　　　　連結所得金額に税率２３．２％を乗じる。

　　　　　　　必要な調整後、連結税額を算出。

　　　　ｄ　時価評価課税、欠損金の制限

　　　　　　　開始時、加入時に、子法人、加入法人の資産を時価評価。

　　　　　　　開始、加入前の子法人の欠損金は、原則切捨て。

　　　　　　　一定の場合、時価評価及び欠損金切捨ての対象外。

《問題》ｂの手続面の煩雑さ（イメージ図）。

　　　　＜連結納税制度＞

　　　　　　親Ａ　　　　　子Ｂ　　　　　子Ｃ

　　　　┌――――┐　┌――――┐　┌――――┐

　　　　｜　所得　｜　｜　所得　｜　｜　所得　｜

　　　　└――――┘　└――――┘　└――――┘

　　　　　　 ｜　　　　　　｜　　　　　　｜　　　┌――――――┐

　　　　　 　└――――――――――――――――→｜　合算所得　｜

　　　　　　合算　　　　　　　　　　　　　　　　 └――――――┘

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　↓税率

　　　　　　配分　　　　　　　　　　　　　　　　 ┌――――――┐

　　　　　 　┌―――――――――――――――――｜　連結税額　｜

　　　　　　 ↓　　　　　　↓　　　　　　↓ 　　 └――――――┘

　　　　┌――――┐　┌――――┐　┌――――┐

　　　　｜　税額　｜　｜　税額　｜　｜　税額　｜　※税額調整は省略

　　　　└――――┘　└――――┘　└――――┘

　　　　　↓

　　　　１社の所得修正が、グループ全体（全社）に影響。

　　　　　↓

　　　　＜グループ通算制度＞

　　　　　　親Ａ　　　　　子Ｂ　　　　　子Ｃ

　　　　┌――――┐　┌――――┐　┌――――┐

　　　　｜　所得　｜　｜　所得　｜　｜　所得　｜

　　　　└――――┘　└――――┘　└――――┘

　　　　　　 ｜　　　　　　｜　　　　　　｜

　　　　┌――――――――――――――――――┐

　　　　｜　　　所得調整（損益通算含む）　　　｜　※損益通算は当初

　　　　└――――――――――――――――――┘　　金額に固定

　　　　　　 ↓　　　　　　↓　　　　　　↓

　　　　┌――――┐　┌――――┐　┌――――┐

　　　　｜　所得　｜　｜　所得　｜　｜　所得　｜

　　　　└――――┘　└――――┘　└――――┘

　　　　　　 ↓　　　　　　↓　　　　　　↓

　　　　┌――――┐　┌――――┐　┌――――┐

　　　　｜　税額　｜　｜　税額　｜　｜　税額　｜　※税額調整は省略

　　　　└――――┘　└――――┘　└――――┘

《改正》ａ　基本的仕組み

　　　　　親法人及び各子法人が申告を行なう。

　　　　　親法人の電子署名により子法人の申告等が可能。

　　　　　各法人に青色申告承認が必要（現状は対象外）。

　　　　　ｅ－Ｔａｘによる申告が強制（資本金１億円以下でも強制）。

　　　　ｂ　所得金額及び法人税額の計算

　　　　　イ　損益通算

　　　　　　＜所得＞欠損＞

　　　　　　　　 親Ａ　　　　　　子Ｂ　　　　　　子Ｃ　　　　　　子Ｄ

　　　　　　┌―――――┐　┌―――――┐　┌―――――┐　┌―――――┐

　　　　　　｜　５００ ｜　｜　１００　｜　｜　▲５０　｜　｜ ▲２５０ ｜

　　　　　　└―――――┘　└―――――┘　└―――――┘　└―――――┘

　　　　　　　　　｜　　　　　　　｜　　　　　　　｜　　　　　　　｜

　　　　　　┌―――――――――――――┐　┌―――――――――――――┐

　　　　　　｜　５００＋１００＝６００　｜　｜▲５０＋▲２５０＝▲３００｜

　　　　　　└―――――――――――――┘　└―――――――――――――┘

　　　　　　　　　↓　　　　　　　↓　　　　　　　↓　　　　　　　↓

　　　　　　┌―――――┐　┌―――――┐　┌―――――┐　┌―――――┐

　　　　　　｜　　５００｜　｜　　１００｜　｜　　　　　｜　｜　　　　　｜

　　　　　　｜▲３００×｜　｜▲３００×｜　｜　　　　　｜　｜　　　　　｜

　　　　　　｜５００／　｜　｜１００／　｜　｜　　　　　｜　｜　　　　　｜

　　　　　　｜　　６００｜　｜　　６００｜　｜　　▲５０｜　｜　▲２５０｜

　　　　　　｜＝▲２５０｜　｜＝　▲５０｜　｜　　＋５０｜　｜　＋２５０｜

　　　　　　｜―――――｜　｜―――――｜　｜―――――｜　｜―――――｜

　　　　　　｜　　２５０｜　｜　　　５０｜　｜　　　　０｜　｜　　　　０｜

　　　　　　└―――――┘　└―――――┘　└―――――┘　└―――――┘

　　　　　　　　　↓　　　　　　　↓　　　　　　　↓　　　　　　　↓

　　　　　　┌―――――┐　┌―――――┐　┌―――――┐　┌―――――┐

　　　　　　｜　×税率 ｜　｜　×税率　｜　｜　　　　０｜　｜　　　　０｜

　　　　　　└―――――┘　└―――――┘　└―――――┘　└―――――┘

　　　　　　＜所得＜欠損＞

　　　　　　　　 親Ａ　　　　　　子Ｂ　　　　　　子Ｃ　　　　　　子Ｄ

　　　　　　┌―――――┐　┌―――――┐　┌―――――┐　┌―――――┐

　　　　　　｜　２５０ ｜　｜　　５０　｜　｜ ▲５００ ｜　｜ ▲１００ ｜

　　　　　　└―――――┘　└―――――┘　└―――――┘　└―――――┘

　　　　　　　　　｜　　　　　　　｜　　　　　　　｜　　　　　　　｜

　　　　　　┌―――――――――――――┐　┌―――――――――――――┐

　　　　　　｜　 ２５０＋５０＝３００ 　｜　｜▲５００+▲１００=▲６００｜

　　　　　　└―――――――――――――┘　└―――――――――――――┘

　　　　　　　　　↓　　　　　　　↓　　　　　　　↓　　　　　　　↓

　　　　　　┌―――――┐　┌―――――┐　┌―――――┐　┌―――――┐

　　　　　　｜　　　　　｜　｜　　　　　｜　｜　▲５００｜　｜　▲１００｜

　　　　　　｜　　　　　｜　｜　　　　　｜　｜３００×　｜　｜３００×　｜

　　　　　　｜　　　　　｜　｜　　　　　｜　｜▲５００／｜　｜▲１００／｜

　　　　　　｜　　２５０｜　｜　　　５０｜　｜　▲６００｜　｜　▲６００｜

　　　　　　｜　▲２５０｜　｜　　▲５０｜　｜＝＋２５０｜　｜＝　＋５０｜

　　　　　　｜―――――｜　｜―――――｜　｜―――――｜　｜―――――｜

　　　　　　｜　　　　０｜　｜　　　　０｜　｜　▲２５０｜　｜　　▲５０｜

　　　　　　└―――――┘　└―――――┘　└―――――┘　└―――――┘

　　　　　　　　　↓　　　　　　　↓　　　　　　　↓　　　　　　　↓

　　　　　　┌―――――┐　┌―――――┐　┌―――――┐　┌―――――┐

　　　　　　｜　　　　０｜　｜　　　　０｜　｜　▲２５０｜　｜　　▲５０｜

　　　　　　└―――――┘　└―――――┘　└―――――┘　└―――――┘

　　　　　　＜上のケースで子会社Ｄに修正＞

　　　　　　　　 親Ａ　　　　　　子Ｂ　　　　　　子Ｃ　　　　　　子Ｄ

　　　　　　┌―――――┐　┌―――――┐　┌―――――┐　┌―――――┐

　　　　　　｜　５００ ｜　｜　１００　｜　｜　▲５０　｜　｜ ▲２５０ ｜

　　　　　　｜　　　　　｜　｜　　　　　｜　｜　　　　　｜　｜↓＋３００｜

　　　　　　｜　　　　　｜　｜　　　　　｜　｜　　　　　｜　｜―――――｜

　　　　　　｜　　　　　｜　｜　　　　　｜　｜　　　　　｜　｜　　　５０｜

　　　　　　└―――――┘　└―――――┘　└―――――┘　└―――――┘

　　　　　　　　　↓当初　　　　　↓当初　　　　　↓当初　　　　　↓

　　　　　　┌―――――┐　┌―――――┐　┌―――――┐　┏━━━━━┓

　　　　　　｜　２５０ ｜　｜　　５０　｜　｜　　　　０｜　┃　　３００┃

　　　　　　└―――――┘　└―――――┘　└―――――┘　┗━━━━━┛

　　　　　　※　離脱法人に欠損金を帰属させるためあえて誤った当初申告を行うなど

　　　　　　　　法人税の負担を不当に減少させるときは認めず。

　　　　　ロ　欠損金の通算

　　　　　　基本的に、連結納税と同じ。

　　　　　　他の法人の修正は、自社に影響を与えない。

　　　　　　自社の修正による欠損金の変動は、自社のみで繰越額の再計算を行なう。

　　　　　　※　欠損金の繰越期間に対する制限を潜脱するためあえて誤った当初申告

　　　　　　　　を行うなど法人税の負担を不当に減少させるときは認めず。

　　　　　ハ　利益・損失の二重計上防止

　　　　　　・通算グループ内の子法人の株式の評価損益及び

　　　　　　　通算グループ内の他の法人に対する譲渡損益を計上しない。

　　　　　　　→子法人損失と株式損失の二重計上防止

　　　　　　・通算グループからの離脱法人の株式の離脱直前の帳簿価額を

　　　　　　　離脱法人の簿価純資産価額に相当する金額とする。

　　　　　　　→簿価切り下げによる将来の譲渡損計上防止

　　　　　　・適用開始又は加入をする子法人で

　　　　　　　完全支配関係の継続が見込まれないものの株式について、

　　　　　　　株主において時価評価により評価損益を計上する。

　　　　　　　→利益、損失の先取り？

　　　　　ニ　税率

　　　　　　各法人の税率。

　　　　　　軽減税率対象の８００万円は、所得法人の所得の金額の比で按分。

　　　　ｃ　適用開始、加入、離脱

　　　　　イ　みなし事業年度

　　　　　　事業年度途中で完全支配関係となった場合、

　　　　　　翌会計期間の初日を加入日とできる（連結納税：翌月初日）。

　　　　　　例）親法人３月決算、子法人１２月決算、１０/１加入の場合

　　　　　　　　　←――――単体――――→　←――――連結――――→　―連結

　　　　　　　―｜――――――――――――｜――――――――――――｜―――

　　　　　　 　 　←―――単体法人―――→　←―――連結法人―――→　←連結

　　　　　　 １２/３１ 　３/３１　　　 １０/１ 　　　　　 　　　 ３/３１

　　　　　　　　↓

　　　　　　　　　←―――――単体―――――→　←―――連結―――→　―連結

　　　　　　　―｜――――――――――――――｜――――――――――｜―――

　　　　　　 　 　←――――単体法人――――→　←――連結法人――→　←連結

　　　　　　 １２/３１ 　３/３１　　１０/１ 　１/１ 　　　　　 　　　 ３/３１

　　　　　　離脱法人の離脱日に開始する事業年度終了の日は、

　　　　　　親法人の事業年度終了の日とする措置を廃止。

　　　　　　例）親法人３月決算、子法人１２月決算、１０/１離脱の場合

　　　　　　　←―連結―→　←――単体――→　←――――単体――――→

　　　　　　　――――――｜――――――――｜――――――――――――｜―

　　　　　　　　連結法人　　　　連結法人　　　　　　　単体法人

　　　　　　　　　　　 ３/３１　　　　　　１０/１ １２/３１　　　　　３/３１

　　　　　　　　↓

　　　　　　　←―連結―→　←――単体――→　←単体→　←――――単体――

　　　　　　　――――――｜――――――――｜――――｜―――――――――

　　　　　　　　連結法人　　　　連結法人　　　単体法人　　　　　単体法人

　　　　　　　　　　　 ３/３１　　　　　　１０/１ １２/３１

　　　　　ロ　資産の時価評価→★親法人も同じ

　　　　　　ⅰ）適用開始時時価評価対象外法人

　　　　　　　親法人との間に完全支配関係の継続が見込まれる子法人

　　　　　　　いずれかの子法人との間に完全支配関係の継続が見込まれる親法人

　　　　　　ⅱ）加入時時価評価対象外法人

　　　　　　　適格株式交換等により加入した株式交換等完全子法人

　　　　　　　通算グループ内の新設法人

　　　　　　　適格組織再編成と同様の要件全てに該当する法人

　　　　　　（加入直前に支配関係あれば、１行目３つのみ）

　　　　　　　　完全支配関係継続、従業者継続、主要事業継続、

　　　　　　　　事業関連性、事業規模比５倍以内又は特定役員継続

　　　　　ハ　ロ対象法人以外の適用開始前／加入前欠損金は切捨て。

　　　　　　　→★親法人も同じ

　　　　　ニ　ロ対象法人の適用開始前／加入前の欠損金／資産含み損の制限

　　　　　　支配関係発生から５年経過日┐

　　　　　　開始又は加入から３年経過日┘いずれか早い日まで、制限

　　　　　　ⅰ）支配関係発生後に新たな事業を開始した場合

　　　　　　　　　 　　　支配関係　　　 新事業開始　　　　開始・加入

　　　　　　　―――――――｜――――――｜――――――――｜―――

　　　　　　　欠損金――――｜―――┬―――――――――――｜×

　　　　　　　資産　――――｜―――┘実現損

　　　　　　　資産　――――｜―――――――――――――――｜――実現損×

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　含み損

　　　　　　ⅱ）原価及び費用のうち損金算入される減価償却費割合が３０％超の場合

　　　　　　　通算グループ内で生じた欠損金について損益通算の対象外とした上で、

　　　　　　　特定欠損金※とする。

　　　　　　　※　その法人の所得の金額を限度として控除ができる欠損金

　　　　　　ⅲ）上記ⅰ）又はⅱ）のいずれにも該当しない場合

　　　　　　　通算グループ内で生じた欠損金のうち、

　　　　　　　支配関係発生前から有する資産の実現損から成る欠損金について、

　　　　　　　損益通算の対象外とした上で、特定欠損金とする。

　　　　　ホ　次の法人はニの制限対象外。

　　　　　　ⅰ）親法人（親法人はいずれかの子法人。ⅱでも同じ）と支配関係が

　　　　　　　　５年超ある法人。

　　　　　　ⅱ）通算グループ内のいずれかの法人と共同事業を行なう次の法人

　　　　　　　・加入直前に親法人と支配関係がなく、共同事業要件を満たす法人

　　　　　　　・開始／加入直前に親法人と支配関係があり、事業関連性、５倍以内

　　　　　　　　又は特定役員継続、主要事業規模拡大２倍以内又は特定役員継続、

　　　　　　　　の全てに該当する法人。

　　　　　　　・非適格株式交換等により加入した株式交換等完全子法人で共同で事業

　　　　　　　　を行うための適格株式交換等の要件のうち対価要件以外の要件に該当

　　　　　　　　するもの

　　　　　ヘ　開始／加入前の欠損金のうち、ハ・ニで切り捨てられなかった欠損金は、

　　　　　　　特定欠損金とする。

　　　　　　　→持ち込めるが、自社の所得の範囲でのみ控除。

　　　　　　　→★親法人も同じ。

　　　　　ト　通算グループからの離脱

　　　　　　ⅰ）離脱法人は、５年間再加入不可。

　　　　　　ⅱ）離脱法人が主要事業の継続見込みない場合

　　　　　　　　→帳簿価額１，０００万円以上の固定資産、有価証券等を

　　　　　　　　　直前事業年度で時価評価

　　　　　　　　帳簿価額１０億円超の資産の譲渡損失が見込まれ、かつ、

　　　　　　　　株式譲渡損計上が見込まれる場合

　　　　　　　　→その資産を直前事業年度で時価評価

　　　　ｄ　各個別制度の取扱い

　　　　　イ　受取配当金等の益金不算入

　　　　　　関連法人株式等（判定はグループ内株式数）に係る負債利子控除額を、

　　　　　　配当等の額の１００分の４相当額とする。

　　　　　（その事業年度の負債利子の１０分の１相当額を上限）

　　　　　ロ　外国子会社配当等の益金不算入

　　　　　　外国子会社の判定は連結納税同様、グループ内の株式数で。

　　　　　ハ　寄付金の損金不算入制度

　　　　　　資本金等の額は、資本金＋資本準備金。

　　　　　　損金不算入額は、各法人において計算。

　　　　　ニ　貸倒引当金

　　　　　　法人間の金銭債権は除外。

　　　　　ホ　中小判定

　　　　　　次の制度適用にあたり、

　　　　　　グループ内のいずれかの法人が中小法人に該当しない場合、

　　　　　　グループ内の全ての法人が中小法人に該当しない。

　　　　　　　貸倒引当金

　　　　　　　欠損金の繰越控除

　　　　　　　軽減税率

　　　　　　　特定同族会社の特別税率不適用

　　　　　　　中小企業向け各租税特別措置

　　　　　へ　所得税額控除

　　　　　　各法人で計算。

　　　　　ト　外国税額控除

　　　　　　連結納税同様、全体の金額で計算。

　　　　　　修正があっても、他の法人に影響を及ぼさない。

　　　　　チ　特定同族会社の特別税率

　　　　　　各法人で計算。

　　　　　　留保金額の基礎となる所得金額は、損益通算後。

　　　　　　所得基準の基礎となる所得金額は、損益通算前。

　　　　　リ　研究開発税制

　　　　　　グループ全体で計算した控除限度額を、調整前法人税額の比で按分。

　　　　　　修正があっても、他の法人に影響を及ぼさない。

　　　　　ヌ　過大支払利子税制

　　　　　　各法人で計算。

　　　　　　適用免除基準（対象支払利子等が２，０００万円以下）は同様。

　　　　ｅ　租税回避行為の防止

　　　　　包括否認規定を設ける。

《時期》２０２２年４月１日以後に開始する事業年度から適用。

　　　　以下の経過措置あり。

　　　　・連結納税制度の承認は、２０２２年４月１日以後に開始する事業年度におい

　　　　　ては、グループ通算制度の承認とみなす。

　　　　・連結法人は、連結親法人が２０２２年４月１日以後最初に開始する事業年度

　　　　　開始の日の前日までに税務署長に届出書を提出することにより、グループ通

　　　　　算制度を適用しない単体納税法人となることができる。

《結論》組織再編をかなり意識したつくりになっています。

　　　　有利、不利、判断が難しそうに感じます。

⑧地方拠点強化税制の見直し

《現行》ａ　拡充型

　　　　　オフィス減税

　　　　　　建物等の取得価額に対し、１５％の特別償却または税額控除４％。

　　　　　雇用促進税制

　　　　　　増加雇用者１人あたり最大６０万円の税額控除。

　　　　ｂ　移転型

　　　　　オフィス減税

　　　　　　建物等の取得価額に対し、２５％の特別償却または税額控除７％。

　　　　　雇用促進税制

　　　　　　拡充型＋地方事業所増加雇用者１人あたり３０万円の税額控除（３年間）。

《問題》地方移転は進まず（？）

《改正》ｂ　移転型の上乗せ金額を３０→４０万円（３年間１２０万円）に拡充し、

　　　　制度そのものの適用を２年延長（２０２２年３月３１日までに計画認定）。

⑨地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の見直し

《現行》ａ　対象法人

　　　　　青色申告書を提出する法人

　　　　ｂ　対象地方公共団体、事業

　　　　　総合戦略を策定した団体（交付税不交付団体で一定の地域除く）で、

　　　　　地域再生計画について内閣府の認定を受けた事業。

　　　　ｃ　留意事項

　　　　　一回の寄附が１０万円以上。

　　　　　本店所在地の地方公共団体への寄附は不可。

　　　　　寄附額は事業の実施に必要な費用に充当される（事業費の範囲内）。

　　　　　寄附者に特別の利益が及ぶものは不可。

　　　　　一定の補助金等による事業は対象外。

　　　　　事業実施前の寄附は対象外。

　　　　ｄ　寄附の効果

　　　　　イ　損金による税効果（約３０％）

　　　　　ロ　事業税からの控除（１０％）

　　　　　ハ　住民税からの控除（道府県２．９％、市町村１７．１％）

　　　　　ニ　法人税からの控除

　　　　　　　　ハで控除しきれなかった金額と寄附額×１０％のいずれか少ない金額

　　　　　計　約６０％（＝法人の自己負担４０％）

《問題》利用実績の低さ。

　　　　１８年度：３４億円（個人版は５，１２７億円）

《改正》ｃ　留意事項

　　　　　一定の補助金等による事業も対象とし、認定手続きも簡素化。

　　　　　事業実施前の寄附も対象。

　　　　ｄ　寄附の効果

　　　　　イ　損金による税効果（約３０％）

　　　　　ロ　事業税からの控除（２０％）

　　　　　ハ　住民税からの控除（道府県５．７％、市町村３４．３％）

　　　　　ニ　法人税からの控除

　　　　　　　　ハで控除しきれなかった金額と寄附額×１０％のいずれか少ない金額

　　　　　計　約９０％（＝法人の自己負担１０％）

　　　　　としたうえで、５年延長（２０２５年３月３１日までの支出）。

《時期》支出した事業年度。

《結論》もちろん、返戻金はありません。

（４）消費課税

①法人に係る消費税の申告期限の特例【新設】

《現行》事業年度終了日の翌日から２か月以内。

　　　　参考：法人税の申告期限

　　　　　原則　２か月以内

　　　　　例外　１か月延長（２か月以内に総会が開催されない常況）

　　　　　　　　４か月以内（会計監査人有で３か月以内に総会が開催されない常況）

《問題》法人税の申告期限を延長をしている法人など、

　　　　２か月経過後に申告内容に修正があった場合、

　　　　消費税は申告期限の延長がないため修正申告や更正の請求が必要。

《改正》法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、

　　　　消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、

　　　　当該提出をした日の属する事業年度以後の

　　　　各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限を

　　　　１月延長する。

《留意》課税期間が短縮されていても、末日を含む課税期間のみ延長。

　　　　納付は２か月以内に忘れずに。

《時期》２０２１年３月３１日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から

　　　　適用。

《結論》すべての法人について、１か月延長の届出はすべきでしょうか。

②居住用賃貸建物の取得に係る仕入税額控除の適正化

《趣旨》消費税の累積を防ぐため、課税売上に対応する課税仕入の税額は控除。

　　　　逆に言えば、非課税売上に対応する課税仕入は、本来、控除できない。

《問題》課税売上５億円以下かつ課税売上割合９５％以上の場合、

　　　　対応する売上に関係なく、仕入税額を全額控除可能。

　　　　　↓

　　　　居住用建物について、

　　　　住宅家賃収入（非課税）のみ・・・本来、仕入税額控除不可。

　　　　金地金取引で課税売上割合↑・・・課税売上分の仕入税額控除可能に。

　　　　　　　１　　　　　　　　２　　　　　　　　３

　　　　　　　――――――――┼――――――――┼―――――――――――――

　　　　　　　建物取得＋金地金｜家賃＋金地金反復｜家賃＋金地金反復

　　　　　　　　　　　　（課）｜（非）　 （課） ｜（非）　（課）

　　　　　　　　　　　　　　　｜　　　　　　　　｜

　　　　　　　家賃　　　　　０｜家賃　　　５００｜家賃　　　５００

　　　　　　　金　　５，０００｜金　　５，０００｜金　　５，０００

　　　　　　　　　　　　　　　｜　　　　　　　　｜

　　　　前提：一般課税※１　　｜一般課税　　　　｜一般課税※２

　　　　本来：税額控除　×　　｜　　　　　　　　｜

　　　　現行：税額控除　○　　｜　　　　　　　　｜調整対象固定資産の調整※３

　　　　※１　還付を受けるために、一般課税が前提

　　　　※２　かつては、簡易または免税となることで、※３の調整を回避。

　　　　　　　　↓

　　　　　　　２０１６年度改正（高額特定資産取得の場合の特例）

　　　　　　　　高額特定資産（１，０００万円以上の棚卸資産や調整対象固定資産）

　　　　　　　　を取得した課税期間が一般課税の場合、

　　　　　　　　３年目まで免税／簡易の適用不可。

　　　　※３　１年目

　　　　　　　　一般課税適用期間中に、

　　　　　　　　１００万円以上の固定資産を取得し、

　　　　　　　　全額控除／一括比例配分方式／個別・共通資産、で計算した場合。

　　　　　　　３年目

　　　　　　　　課税期間の末日に当該資産を保有しており、

　　　　　　　　課税売上割合が著しく変動した場合、

　　　　　　　　通算課税売上割合で税額控除を計算し直し、

　　　　　　　　３年目の仕入税額に加減する。

　　　　　↓

　　　　金地金取引を反復して、調整の効果を削減。

　　　　課税売上割合で課税関係を律することは限界。

《改正》ａ　住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物で、

　　　　　　高額特定資産に該当するもの（居住用賃貸建物）については、

　　　　　　仕入税額控除制度の適用を認めないこととする。

　　　　　　ただし、居住用賃貸建物のうち、

　　　　　　住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分については、

　　　　　　引き続き仕入税額控除制度の対象とする。

　　　　ｂ　３年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に、

　　　　　　住宅の貸付け以外の貸付けの用に供した場合又は譲渡した場合には、

　　　　　　貸付け及び譲渡の対価の額を基礎として計算した額を

　　　　　　当該課税期間又は譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算。

　　　　　↓

　　　　控除を認めたうえでの調整から、

　　　　控除を認めずに調整、という本来の姿に。

《留意》実際に居住用として貸していなくても対象。

《時期》２０２０年１０月１日以後の居住用賃貸建物仕入について適用。

　　　　ただし、同年３月３１日までに契約していれば適用なし。

《結論》原則と例外を逆転させました。

　　　　駆け込み節税を推奨している税理士がいるでしょうか。

③貸付用途が不明確な場合の仕入税額控除見直し

《現行》契約上、

　　　　　居住用であることが明らか　　　→非課税

　　　　　居住用であることが明らかでない→課税

《改正》契約上、居住用が明らかでない場合でも、

　　　　建物の状況等から人の居住の用に供することが明らかな貸付けについては、

　　　　消費税を非課税とする。

《時期》２０２０年４月１日以後の貸付けについて適用。

《結論》これも原則と例外の逆転でしょう。

④高額特定資産の範囲拡大

《現行》税抜き１，０００万円以上の棚卸資産や調整対象固定資産が対象。

《問題》　　　１　　　　　　　　２　　　　　　　　３　　　　　　　　４

　　　　　　　――――――――┼――――――――┼――――――――┼―――――

　　　　　　　免税　　　　　　｜一般課税　　　　｜免税可　　　　　｜免税可

　　　　　　　　　　　　　　　｜　　　　　　　　｜　　　　　　　　｜

　　　　　　　仕入―――→在庫｜在庫調整　　　　｜在庫売却　　　　｜

　　　　　　　　　　　　　　　｜→税額控除　　　｜→納税なし　　　｜

《改正》高額特定資産の特例対象に、

　　　　高額特定資産が棚卸資産の調整措置の適用を受けた場合を加える。

　　　　　　　１　　　　　　　　２　　　　　　　　３　　　　　　　　４

　　　　　　　――――――――┼――――――――┼――――――――┼―――――

　　　　　　　免税　　　　　　｜一般課税　　　　｜一般課税　　　　｜一般課税

　　　　　　　　　　　　　　　｜　　　　　　　　｜　　　　　　　　｜

　　　　　　　仕入―――→在庫｜在庫調整　　　　｜在庫売却　　　　｜

　　　　　　　　　　　　　　　｜→税額控除　　　｜→納税　　　　　｜

《時期》２０２０年４月１日以後に棚卸資産の調整措置の適用を受けた場合に適用。

（５）国際課税

①子会社からの配当と子会社株式譲渡を組み合わせた租税回避への対応

《事例》ソフトバンクの節税スキーム

　　　　＜実施前＞

　　　　　　┌――――――――――――――――――――――――――┐

　　　　　　｜　　　　　ソフトバンクグループ（ＳＢＧ）　　　　　　｜

　　　　　　└――――――――――――――――――――――――――┘

　　　　　　　↑　　｜　　　　　　　　　　　　　　　　　　｜

　　　　　　　｜　　｜①買収　　　　　　　　　　　　　　　｜

　　　　　　　｜　　｜――――――――┐③７８％を　　　　｜１００％でない

　　　　　　　｜　　↓　　　　　　　　｜現物出資で移管　　｜子会社

　　　　　　　｜┌――――――――┐　｜　　┌――――――――┐

　　　　　　　｜｜　 　アーム 　　｜　└―→｜　ソフトバンク　｜

　　　　　　　｜｜ホールディングス｜　　　　｜ビジョンファンド｜

　　　　　　　｜└――――――――┘　　　　└――――――――┘

　　　　　　　｜　　｜

　　　　　　　└――｜

　　　　　②７５％を｜

　　　　　　現物配当｜子会社

　　　　　　┌――――――――┐

　　　　　　｜　　 アーム 　　｜

　　　　　　｜　 リミテッド　 ｜

　　　　　　└――――――――┘

　　　　＜実施後＞

　　　　　　┌――――――――――――――――――――――――――┐

　　　　　　｜　　　　　ソフトバンクグループ（ＳＢＧ）　　　　　　｜

　　　　　　└――――――――――――――――――――――――――┘

　　　　　　　｜　　｜　　　　　　　　　　　　　　　　　　｜

　　　　　　　｜　　↓２２％　　　　　　　　　　　　　　　↓

　　　　　　　｜┌――――――――┐７８％　┌――――――――┐

　　　　　　　｜｜　 　アーム 　　｜←―――｜　ソフトバンク　｜

　　　　　　　｜｜ホールディングス｜　　　　｜ビジョンファンド｜

　　　　　　　｜└――――――――┘　　　　└――――――――┘

　　　　　　　｜　　　　　　｜

　　　　　　　↓７５％　　　↓２５％

　　　　　　┌――――――――┐

　　　　　　｜　　 アーム 　　｜

　　　　　　｜　 リミテッド　 ｜

　　　　　　└――――――――┘

《問題》ａ　①の買収価格は時価を超える３．３兆円（のれん３兆円超）。

　　　　ｂ　②の現物配当により、アームＨＤの価値が著しく低下。

　　　　　　しかし、利益の配当のためＳＢＧの簿価は据え置き（＝含み損の創出）。

　　　　　　かつ、ＳＢＧでは９５％が益金不算入。　　　　　　　　　↓

　　　　ｃ　②と同日に③を実行。出資価格不明だが、１．４兆円の譲渡損失計上。

　　　　　　かつ、１００％関係ではないので、グループ法人税制適用なし。

　　　　ｄ　欠損金の是非ではなく、計上時期の是非で終わってしまった。

　　　　　　「東京国税局は、アーム株移管に伴う１．４兆円を含め、１８年３月期に

　　　　　　発生した２兆円を超す欠損金について税務調査した結果、欠損金について

　　　　　　の処理は税法にのっとったものだったと認める形となった。ただ、税法上、

　　　　　　ＳＶＦ移管分の欠損金約４千億円は１８年３月期の段階では確定しておら

　　　　　　ず同期に計上はできないと指摘し、ＳＢＧも修正申告に応じた。それでも

　　　　　　巨額の欠損金が残るため、追徴課税は発生しなかった。」

　　　　　　（2019/6/21、日経）

　　　　　　　↓

　　　　　　同族会社の包括否認規定も適用せず。

　　　　　　「今回のＳＢＧの一連のスキームについても国税当局の多くは違和感を持

　　　　　　ち、１３２条の適用を検討したようだ。しかし、１３２条の条文には「不

　　　　　　当に」という文言が入っている。何をもって不当とするかは議論があり、

　　　　　　そもそも、不当性を示す具体的な証拠が乏しく、訴訟となった場合の影響

　　　　　　などを考えて国税当局は同条適用を見送ったとみられる」。

　　　　　　（2019/8/3、日経「抜かれなかった伝家の宝刀 国税vsソフトバンクＧ」）

《改正》法人が、

　　　　５０％超を直接・間接に支配する特定関係子法人から受ける配当等の額が、

　　　　１事業年度で株式等の帳簿価額の１０％相当額を超える場合には、

　　　　その対象配当金額のうち益金不算入相当額を、

　　　　その株式等の帳簿価額から引き下げる。

《留意》配当後の譲渡有無に関係なく適用。

　　　　現物株だけでなく金銭配当にも適用。

　　　　内国法人の買収でも過去の株主に留意が必要（下記ａ）。

《除外》ａ　内国法人である特定関係子法人の設立日～５０％超になる日まで、

　　　　　　内国法人や居住者が９０％以上を有する場合の配当。

　　　　ｂ　５０％超となった日以降の利益剰余金からの配当。

　　　　ｃ　５０％超となった日から１０年経過日以後の配当。

　　　　ｄ　２，０００万円を超えない配当。

《時期》不明。

《結論》資本剰余金からの配当（出資の払戻＋みなし配当）と整合しそうです。

（６）納税環境整備

①振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化

《背景》金融機関で印鑑照合を要しない本人確認手法の整備。

《改正》ｅ－Ｔａｘにより申請等を行うことを可能とするとともに、

　　　　その申請等を行う者の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。

《疑問》金融機関による本人確認と、税理士による代理申請が両立可能か？

《時期》２０２１年１月１日以後の申請について適用。

②準確定申告の電子的手続の簡素化

《現行》所得税の準確定申告は、電子申告不可。

　　　　相続人全員の電子署名に対応せず。

《改正》ｅ－Ｔａｘによる所得税の準確定申告書の提出について、

　　　　申請等相続人（相続人代表）が電子署名して、

　　　　他の相続人の電磁的記録による申告書確認情報を送信すれば、

　　　　他の相続人の電子署名及び電子証明書の送信は不要に。

《疑問》税理士が代理送信する場合、申請等相続人の電子署名は不要か？

《時期》２０２０年分以後の準確定申告書を同年１月１日以後に提出する場合に適用。

③納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化

《現行》個人の納税地が異動した場合、振替納税の依頼書の出し直しが必要。

《改正》その個人が提出する納税地の異動届出書等に、

　　　　その異動後も従前の金融機関の口座から振替納税を行う旨を記載したときは、

　　　　異動後の所轄税務署長に対してする申告等について振替納税を引き続き行う。

《時期》２０２１年１月１日以後に提出する納税地の異動届出書等について適用。

④電子帳簿等保存制度の見直し

《現行》帳簿、自ら紙で発行した請求書等の電子データ保存

　　　　→電磁的記録による保存等の承認申請

　　　　国税関係書類のスキャナ保存

　　　　→電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請

　　　　電子取引データの保存

　　　　→承認申請は不要

　　　　　↓

　　　　電子取引データ保存に求められる要件

　　　　ａ　データ受領者側でタイムスタンプを付与

　　　　ｂ　改ざん防止のための事務処理規程を作成、運用

《改正》電子取引データを保存する場合の要件を緩和。

　　　　ｃ　データ受領者が改変できないシステム（クラウド等）を利用

　　　　ｄ　発行者側でタイムスタンプあれば、受領者側では不要

《時期》２０２０年１０月１日から施行。

⑤国外財産調書制度の見直し

《概要》ａ　居住者が、

　　　　　　その年の１２月３１日において、

　　　　　　その価額の合計額が５，０００万円を超える国外財産を有する場合、

　　　　　　国外財産の種類、数量及び価額等を記載した国外財産調書を、

　　　　　　その年の翌年の３月１５日までに所轄税務署長に提出。

　　　　ｂ　期限内の調書提出を促進するため、

　　　　　　過少申告加算税について、以下の軽減措置・加重措置あり。

　　　　　　┌―――――――――――――┬―――――┬―――――┬―――――┐

　　　　　　｜　　　　　　　　　　　　　｜ 基本税率 ｜調査通知後｜調査通知前｜

　　　　　　｜　　　　　　　　　　　　　｜　　　　　｜自発的修正｜自発的修正｜

　　　　　　├―――――――――――――┼―――――┼―――――┼―――――┤

　　　　　　｜通常　※１　　　　　　　　｜　１０％　｜　５％　　｜　　０　　｜

　　　　　　├―――――――――――――┼―――――┼―――――┼―――――┤

　　　　　　｜期限内提出・記載適切▲５％｜　　５％　｜　　０　　｜　　０　　｜

　　　　　　├―――――――――――――┼―――――┼―――――┼―――――┤

　　　　　　｜不提出・記載不備　　＋５％｜　１５％　｜１０％※２｜　５％※２｜

　　　　　　└―――――――――――――┴―――――┴―――――┴―――――┘

　　　　　　※１　期限内申告額と５０万円の大きい方を超える金額は、５％加重。

　　　　　　※２　実務上は、修正申告前に適切な国外財産調書提出により加重回避。

　　　　　　　　　「提出期限後に国外財産調書を提出した場合であっても、その国外

　　　　　　　　　財産に関する所得税等又は相続税について、調査があったことによ

　　　　　　　　　り更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、

　　　　　　　　　その国外財産調書は提出期限内に提出されたものとみなして、過少

　　　　　　　　　申告加算税等の特例を適用することとされています（国外送金等調

　　　　　　　　　書法６④）」（国税庁ＦＡＱ）。

　　　　　　※３　軽減措置は、所得税、復興特別所得税、相続税。

　　　　　　　　　加重措置は、所得税、復興特別所得税。

《改正》ａ　相続国外財産の記載柔軟化

　　　　　　　相続開始年の１２月３１日における国外財産調書には、

　　　　　　　相続により取得した国外財産の記載不要（適用判定からも除外）。

　　　　　　　財産債務調書も同様。

　　　　　　　（所得合計２，０００万円超かつ財産３億円以上）

　　　　ｂ　加重措置の見直し

　　　　　イ　相続国外財産に対する相続税を加える。

　　　　　ロ　相続国外財産所有者の責めに帰すべき事由がなく、不提出、未記載、記

　　　　　　　載不備の場合に、加重措置を適用しない。

　　　　　　　財産債務調書も同様。

　　　　ｃ　相続国外財産に対する相続税の修正申告等について、

　　　　　　加算税の特例措置の判定基礎となる国外財産調書見直し

　　　　　イ　軽減措置は以下のいずれかに記載があれば適用。

　　　　　　　・被相続人の相続開始年の前年分の国外財産調書

　　　　　　　・相続人の相続開始年の年分の国外財産調書

　　　　　　　・相続人の相続開始年の翌年分の国外財産調書

　　　　　　　財産債務調書も同様。

　　　　　ロ　加重措置は上記いずれにも記載がなければ適用。

　　　　　　　※　ａの適用を受けた相続国外財産に係る所得税について、

　　　　　　　　　相続開始年分の加算税加重措置適用なし。

　　　　ｄ　書類の提示または提出がない場合の加算税の軽減措置・加重措置の特例

　　　　　　　国税庁等の職員から、

　　　　　　　国外財産調書に記載すべき国外財産の

　　　　　　　取得、運用、処分に係る書類の提示又は提出等を求められた場合に、

　　　　　　　６０日を超えない範囲内の職員による指定日までに応じなかったとき。

　　　　　　　ただし、その者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。

　　　　　　　　↓

　　　　　　　軽減措置：適用しない。

　　　　　　　加重措置：１０％を加算。

　　　　　　┌―――――――――――――┬―――――┬―――――┬―――――┐

　　　　　　｜　　　　　　　　　　　　　｜ 基本税率 ｜調査通知後｜調査通知前｜

　　　　　　｜　　　　　　　　　　　　　｜　　　　　｜自発的修正｜自発的修正｜

　　　　　　├―――――――――――――┼―――――┼―――――┼―――――┤

　　　　　　｜通常　　　　　　　　　　　｜　１０％　｜　５％　　｜　　０　　｜

　　　　　　├―――――――――――――┼―――――┼―――――┼―――――┤

　　　　　　｜期限内提出・記載適切▲５％｜　　５％　｜　　０　　｜　　０　　｜

　　　　　　｜　－－－－－－－－－－－－┼－－－－－┼－－－－－┼－－－－－┤

　　　　　　｜　内資料不提示等　　▲０　｜　１０％　｜　５％　　｜　　０　　｜

　　　　　　├―――――――――――――┼―――――┼―――――┼―――――┤

　　　　　　｜不提出・記載不備　　＋５％｜　１５％　｜１０％　　｜　５％　　｜

　　　　　　｜　－－－－－－－－－－－－┼－－－－－┼－－－－－┼－－－－－┤

　　　　　　｜　内資料不提示等　＋１０％｜　２０％　｜１５％　　｜１０％　　｜

　　　　　　└―――――――――――――┴―――――┴―――――┴―――――┘

《時期》ａ　２０２０年分以後の国外財産調書について適用。

　　　　ｂ～ｄ

　　　　　　２０２０年分以後の所得税、２０２０年４月１日以後に相続又は遺贈によ

　　　　　　り取得する財産に係る相続税について適用。

⑥国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限の見直し

《概要》更正の期間制限：国税の法定申告期限から５年（脱税７年）。

《改正》国税庁等の職員が、

　　　　納税者に国外取引又は国外財産に関する書類の提示又は提出を求めた場合で、

　　　　６０日を超えない範囲内の職員による指定日までに応じなかったときに※、

　　　　租税条約等の規定に基づき相手国等に情報提供要請をした場合、

　　　　その課税標準等又は税額等に関し、

　　　　相手国等から提供があった情報に照らし非違があると認められる。

　　　　※　その者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。

　　　　　↓

　　　　情報提供要請に係る書面が発せられた日から３年間は更正可能。

《時期》２０２０年４月１日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用。

⑦利子税・還付加算金等の割合の引下げ

《概要》ａ　利子税（ｂを除く）

　　　　　　　平均貸付割合（２０２０：０．６％）＋年１％（特例基準割合）

　　　　ｂ　利子税（相続税、贈与税）

　　　　　　　利子税の割合×特例基準割合／年７．３％

　　　　ｃ　納税猶予を受けた場合の延滞税（全額免除の場合を除く）

　　　　　　　平均貸付割合（２０２０：０．６％）＋年１％

　　　　ｄ　還付加算金

　　　　　　　平均貸付割合（２０２０：０．６％）＋年１％

《改正》上記の「＋年１％」が「＋年０．５％」に。

　　　　利子税引下げの一方、延滞税は納税猶予の場合のみ引下げ。

《時期》２０２１年１月１日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等に適用。

**【６】検討事項**

（１）年金課税

《大綱》年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代

　　　　間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完す

　　　　る企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する

　　　　課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成３０年度

　　　　税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国

　　　　の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討す

　　　　る。

（２）金融所得課税

《大綱》デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所にお

　　　　ける個人投資家の取引状況も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しや

　　　　すい環境を整備する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を

　　　　防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

（３）小規模企業

《大綱》小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人

　　　　事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税の

　　　　あり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図る

　　　　ための外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応

　　　　じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・

　　　　法人税を通じて総合的に検討する。

（４）カジノ

《大綱》カジノから生じる所得にかかる適正な申告の確保等の観点から、国内外のギャ

　　　　ンブル課税の状況、今後制定されるカジノ管理委員会規則等に基づく詳細な規

　　　　制の具体化の状況、最新の技術の活用可能性等も踏まえつつ、関連する納税環

　　　　境の整備について、ＩＲ事業の開業に向けて、今後検討する。その際、事業者

　　　　の事務負担や国際競争力の確保についても考慮する。

（５）公開買付け

《大綱》自社株式を対価とした公開買付け等に係る課税のあり方については、会社法制

　　　　の見直しを踏まえ、組織再編税制等も含めた理論的な整理を行った上で、必要

　　　　な税制措置について検討する。

（６）自動車関係諸税

《大綱》自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取

　　　　り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、

　　　　国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり

　　　　方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

（７）原料用石油製品等

《大綱》原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討す

　　　　る。

（８）社会診療報酬

《大綱》事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対す

　　　　る軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る

　　　　観点から、そのあり方について検討する。

（９）ガス供給業

《大綱》ガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、小売全面自由化さ

　　　　れ２０２２年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーと

　　　　の競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観

　　　　点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これ

　　　　らの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標

　　　　準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。